



「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願

2022年 8月 26日

岩倉市議会議長
伊藤 隆信 殿

提出者 住 所 江南市赤童子町福住22番地
団体名 尾北民主商工会
代表者名 会長 千田 憲 三

紹介議員

榎谷 規子
木村 冬樹

【請願趣旨】

新型コロナ危機や物価高騰、ロシアのウクライナ侵攻の影響等など景気回復が見通せず、中小事業者・個人事業者の経営困難が続く中、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が開始されています。

これまで、年間の課税売上高が1000万円以下であれば消費税の納税を免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務、経費の負担が生じることになります。登録していない事業者はインボイスが発行できないため、課税事業者との取引から排除されることが懸念されています。

景気の後退により大きな打撃を受けた中小事業者や個人事業主は、事業継続や雇用維持に懸命に取り組んでおり、新たな負担を強いるインボイス制度は、再起を図る事業者の重い足かせとなります。中小事業者や個人事業主にとって、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままでは、インボイス制度の実施を契機とした廃業の増加、さらには地域経済の衰退を引き起こすことになりかねません。このため、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会など様々な団体・個人からこの制度の中止や実施延期を求める声が上がっています。

コロナ禍を克服し、地域経済を活性化していくうえでも、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。中小事業者や個人事業主に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は中止すべきです。

よって、以上の趣旨から、下記事項について請願いたします。

【請願事項】

- 1 消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施中止を求める意見書を国に提出すること。

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

新型コロナ危機や物価高騰、ロシアのウクライナ侵攻の影響など景気回復が見通せず、中小事業者・個人事業者の経営困難が続く中、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が開始されている。

これまで、年間の課税売上高が1000万円以下であれば消費税の納税を免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務、経費の負担が生じることになる。登録していない事業者はインボイスが発行できないため、課税事業者との取引から排除されることが懸念されている。

景気の後退により大きな打撃を受けた中小事業者や個人事業主は、事業継続や雇用維持に懸命に取り組んでおり、新たな負担を強いるインボイス制度は、再起を図る事業者の重い足かせとなる。中小事業者や個人事業主にとって、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままでは、インボイス制度の実施を契機とした廃業の増加、さらには地域経済の衰退を引き起こすことになりかねない。このため、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会など様々な団体・個人からこの制度の中止や実施延期を求める声が上がっている。

コロナ禍を克服し、地域経済を活性化していくうえでも、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠である。

よって、国及び政府においては、中小事業者や個人事業主に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施を中止するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日

愛知県岩倉市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣